

実施基準の改正箇所

I 傷病者の搬送および受入れの実施に関する基準の概要

3 傷病者の搬送および医療機関の受入れの状況

P 1 ※平成 26 年中の状況を記載した。

7 実施基準策定後の経過

以下を追記

P 3 (8) 実施基準の改正

平成 28 年 3 月 日 医療機関リストの一部変更、その他の基準に「京滋ドクターヘリ」にかかる内容を追加

III 医療機関リスト（消防法第 35 条の 5 第 2 項第 2 号）

3 医療機関リスト

以下のとおり変更

P 15 【緊急性・専門性】（表 1）

- 大津赤十字志賀病院
消化器外科（○→△）、整形外科（○→△）
- 宮脇病院
廃院のため本リストから削除
- 甲南病院
外傷（空欄→○）
- 公立甲賀病院
脳神経外科（○→△）
- 生田病院
脳卒中（○→△）、外科系・熱傷（○→△）
- 湖東記念病院
緊急性・熱傷（空欄→△）
- 能登川病院
重篤（空欄→△）、外傷（空欄→△）、中毒（空欄→△）、
緊急性・熱傷（空欄→△）、循環器内科（空欄→△）、
消化器外科（空欄→○）、脳神経外科（空欄→△）、整形外科（△→○）、
その他外科（空欄→△）、外科系・熱傷（空欄→○）
- 高島市民病院
脳神経外科（○→△）

VIII その他基準（消防法第 35 条の 5 第 2 項第 7 号）

P 26 「京滋ドクターヘリ」にかかる内容を追加

